第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

七　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

八　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

九　平成十三年総務省告示第七百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一五の項及び一六の項を削る。

十　平成十三年総務省告示第七百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

十一　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五の項及び二六の項を次のように改める。

二五	削除
二六	削除

第一項の表三六の項から三八の項までを次のように改める。

三六	削除
三七	削除
三八	削除

第一項の表九〇の項を次のように改める。

九〇	削除

十二　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第一項の表八の項及び九の項を次のように改める。

八	削除
九	削除

十三　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

第二項の表二二の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十四　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

十五　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表六六の項を次のように改める。

六六	削除

表六九の項及び七〇の項を次のように改める。

六九	削除
七〇	削除

十六　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

十七　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第一項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除